



地域の消費者教育の現状について（消費者庁）

消費者庁消費者教育推進課

消費者教育の現状

- ライフステージに応じた場を活用して消費者教育を実施してきたところ、学校、地域社会における取組は一定程度進歩。今後の課題は、職域における従業員に対する教育の実施。
- 消費者教育ポータルサイトによる教材、講師、注意喚起チラシ等の効果的な教育の実施を促進。

学校

学習指導要領に基づく実践的な教育の推進

- ✓ 新学習指導要領において消費者教育の内容を充実
小学校(2020年度～)、中学校(2021年度～)、高等学校(2022年度～) 及び特別支援学校
- ✓ 高等学校等における「社会への扉」等を活用した実践的な消費者教育の実施
- ✓ 地方公共団体による出前講座等の実施 (2025年4月時点) 対学生：7,556

地域社会

消費生活センターを地域住民に消費者教育を提供する場として拠点化

- ・ 計画策定、協議会設置が進み、消費生活センター等を拠点に、地域の消費者教育は**一定程度進歩**
 - ✓ 消費者教育推進計画：46都道府県・20政令市 (2025年4月時点)
 - ✓ 消費者教育推進地域協議会：47都道府県・19政令市 (2025年4月時点)
 - ✓ 消費者教育コーディネーターの配置：47都道府県、20政令市、13中核市 (2025年4月時点)
 - ✓ 地方公共団体による出前講座等の実施 (2025年4月時点) 対社会人：3,919、対高齢者：9,251
食品ロス削減・エシカル消費：6,392、高齢者等の見守り：10,897、消費者被害防止：22,197
- **コーディネーターや担い手の育成、関係者の連携・相互の学びを促進**

職域

事業者の形態、事業分野等に応じた従業者に対する教育を実施

- ・ 従業員向け消費者教育研修プログラムを作成し、講師派遣を実施
新人・若年者向け（2023年度）、壮年・退職期向け（2024年度）、モデル地域での消費者教育研修（2025年度）
- **継続的学び**に向け、職域の取組を強化

※令和7年度の現況
調査結果を元に作成

【地域における消費者教育推進体制の確保】

消費者教育推進地域協議会の設置、消費者教育推進計画の策定

→ 協議会の設置は47/47都道府県、19/20政令市。推進計画の策定は46都道府県、20/20政令市。

都道府県名	都市名	都市区分	協議会の設置		推進計画の策定	
			対応済	対応済割合	対応済	対応済割合
北海道	札幌市	政令市	○		○	
北海道	函館市	中核市		33%		33%
北海道	旭川市	中核市				
青森県	青森市	中核市				
青森県	八戸市	中核市		0%		0%
岩手県	盛岡市	中核市			0%	0%
宮城県	仙台市	政令市	○	100%	○	100%
秋田県	秋田市	中核市		0%		0%
山形県	山形市	中核市		0%		0%
福島県	福島市	中核市			○	
福島県	郡山市	中核市		33%		67%
福島県	いわき市	中核市	○		○	
茨城県	水戸市	中核市		0%	○	100%
栃木県	宇都宮市	中核市		0%		0%
群馬県	前橋市	中核市				
群馬県	高崎市	中核市		0%		0%
埼玉県	さいたま市	政令市	○		○	
埼玉県	川越市	中核市		25%		25%
埼玉県	川口市	中核市				
埼玉県	越谷市	中核市				
千葉県	千葉市	政令市	○		○	
千葉県	船橋市	中核市		67%		67%
千葉県	柏市	中核市	○		○	
東京都	八王子市	中核市	○	100%	○	100%
神奈川県	横浜市	政令市	○		○	
神奈川県	川崎市	政令市	○		○	
神奈川県	相模原市	政令市	○		○	
神奈川県	横須賀市	中核市				
新潟県	新潟市	政令市	○	100%	○	100%
富山県	富山市	中核市		0%		0%
石川県	金沢市	中核市		0%		0%
福井県	福井市	中核市		0%		0%
山梨県	甲府市	中核市		0%		0%
長野県	長野市	中核市	○	50%	○	50%
長野県	松本市	中核市				
岐阜県	岐阜市	中核市	○	100%	○	100%
静岡県	静岡市	政令市	○		○	
静岡県	浜松市	政令市	○	100%	○	100%
愛知県	名古屋市	政令市	○		○	
愛知県	豊橋市	中核市				
愛知県	岡崎市	中核市				
愛知県	一宮市	中核市				
愛知県	豊田市	中核市				

都道府県名	都市名	都市区分	協議会の設置		推進計画の策定	
			対応済	対応済割合	対応済	対応済割合
滋賀県	大津市	中核市			0%	0%
京都府	京都市	政令市	○	100%	○	100%
大阪府	大阪市	政令市	○		○	
大阪府	堺市	政令市	○		○	
大阪府	豊中市	中核市	○		○	
大阪府	吹田市	中核市				
大阪府	高槻市	中核市				
大阪府	枚方市	中核市				
大阪府	八尾市	中核市				
大阪府	寝屋川市	中核市				
大阪府	東大阪市	中核市				
兵庫県	神戸市	政令市	○		○	
兵庫県	姫路市	中核市	○		○	
兵庫県	尼崎市	中核市				
兵庫県	明石市	中核市				
兵庫県	西宮市	中核市	○		○	
奈良県	奈良市	中核市		0%		0%
和歌山県	和歌山市	中核市		0%	○	100%
鳥取県	鳥取市	中核市	○	100%	○	100%
島根県	松江市	中核市	○	100%	○	100%
岡山県	岡山市	政令市	○		○	
岡山県	倉敷市	中核市		50%		50%
広島県	広島市	政令市	○		○	
広島県	呉市	中核市		33%		33%
広島県	福山市	中核市				
山口県	下関市	中核市		0%		0%
香川県	高松市	中核市		0%		0%
愛媛県	松山市	中核市		0%		0%
高知県	高知市	中核市		0%		0%
福岡県	北九州市	政令市			○	
福岡県	福岡市	政令市	○		○	
福岡県	久留米市	中核市				
長崎県	長崎市	中核市		0%		0%
長崎県	佐世保市	中核市				
熊本県	熊本市	政令市	○	100%	○	100%
大分県	大分市	中核市		0%		0%
宮崎県	宮崎市	中核市		0%		0%
鹿児島県	鹿児島市	中核市		0%		0%
沖縄県	那覇市	中核市		0%		0%

※赤色表示は対応済割合50%未満の都道府県

(出所) 令和7年度現況調査（令和7年4月1日現在）

消費者教育コーディネーターの配置状況

全国の配置状況

都道府県	47全都道府県において配置済
政令市	20全政令市において配置済
中核市	13/62中核市において配置済

【人数】	都道府県 96人
	政令市 38人
	市区町村 208人
	計 342人

【採用形態】	定数内職員 192人
	定数外職員 134人
	委託先職員 13人
	その他 3人

【本職】 (前職を含む)	行政職員 195人
	消費生活相談員 97人
	教員、元教員等 21人
	その他 29人

【出前講座等 対象実施回数】	学生 (小中高大学生等) 7,556回
	社会人 (成人一般) 3,919回
	事業者 (従業員等) 260回
	高齢者 9,251回
	教職員 245回
	社会福祉関係 1,424回
	その他 646回

中核市の配置状況

旭川市		甲府市		尼崎市	
函館市		長野市	○	明石市	
青森市		松本市		奈良市	
八戸市		富山市		和歌山市	
盛岡市	○	金沢市		鳥取市	
秋田市		福井市		松江市	
山形市		岐阜市		倉敷市	
郡山市		豊田市		福山市	
いわき市	○	豊橋市		吳市	
福島市	○	岡崎市		下関市	
水戸市	○	一宮市		高松市	○
宇都宮市	○	大津市	○	松山市	
前橋市		高槻市		高知市	
高崎市		東大阪市		久留米市	
川越市	○	豊中市		長崎市	○
越谷市		枚方市	○	佐世保市	
川口市		八尾市		大分市	
船橋市		寝屋川市		宮崎市	
柏市	○	吹田市		鹿児島市	○
八王子市		姫路市		那霸市	
横須賀市		西宮市			

※朱色表示は令和7年4月1日時点未配置

(備考)「令和7年度地方消費者行政の現況調査」により作成。

第6期消費者教育推進会議 取りまとめ（令和7年9月）【抜粋】

2. 今後、取り組むべき課題及び次期推進会議における検討事項

(略)

その上で、第7期推進会議においては、第6期推進会議において検討課題とされた以下の論点について議論を深めていくことが期待される。

(1) 地域ネットワークの構築・強化に関する方策

地域における教育資源を積極的かつ有効に活用することを通じ、あらゆるライフステージの多様な消費者への消費者教育の機会の創出・充実に向けて、地域ネットワークの構築・強化に関する方策について検討すること。具体的には、各地域において、消費者教育コーディネーターが十分に役割を発揮し、金融、情報、エシカル消費（グリーン志向消費を含む）等の様々な領域を視野に、「場」の創出や「担い手」の育成・活用を行い得る団体や既存ネットワーク等との連携関係を強化することができるよう、現状の把握や課題の抽出、対応策の検証等を行う。

(2) (略)

自治体へのアンケート調査について

- 令和7年11月～12月に、47都道府県、20政令市、62中核市に対し、アンケート調査を実施（全自治体から回答を回収）。
- Excelでの調査票又はMicrosoftFormsでの回答を依頼。
- 主に、消費者教育推進計画の策定、消費者教育推進地域協議会の設置、消費者教育コーディネーターの設置による、消費者教育推進効果を把握するためのアンケートを実施。
- アンケート回収後、アンケートの回答結果を踏まえ、個別に自治体へのヒアリングを実施。
- 次のページ以降、主なアンケート結果を抜粋。

【設問】消費者教育推進計画を策定したことにより、事業を実施するに当たって、関係部局との連携はできていますか。
庁内連携で当てはまるものを全て選択してください。（複数回答）

(団体数)

60

50

49

40

45

30

40

20

23

10

7

0

55

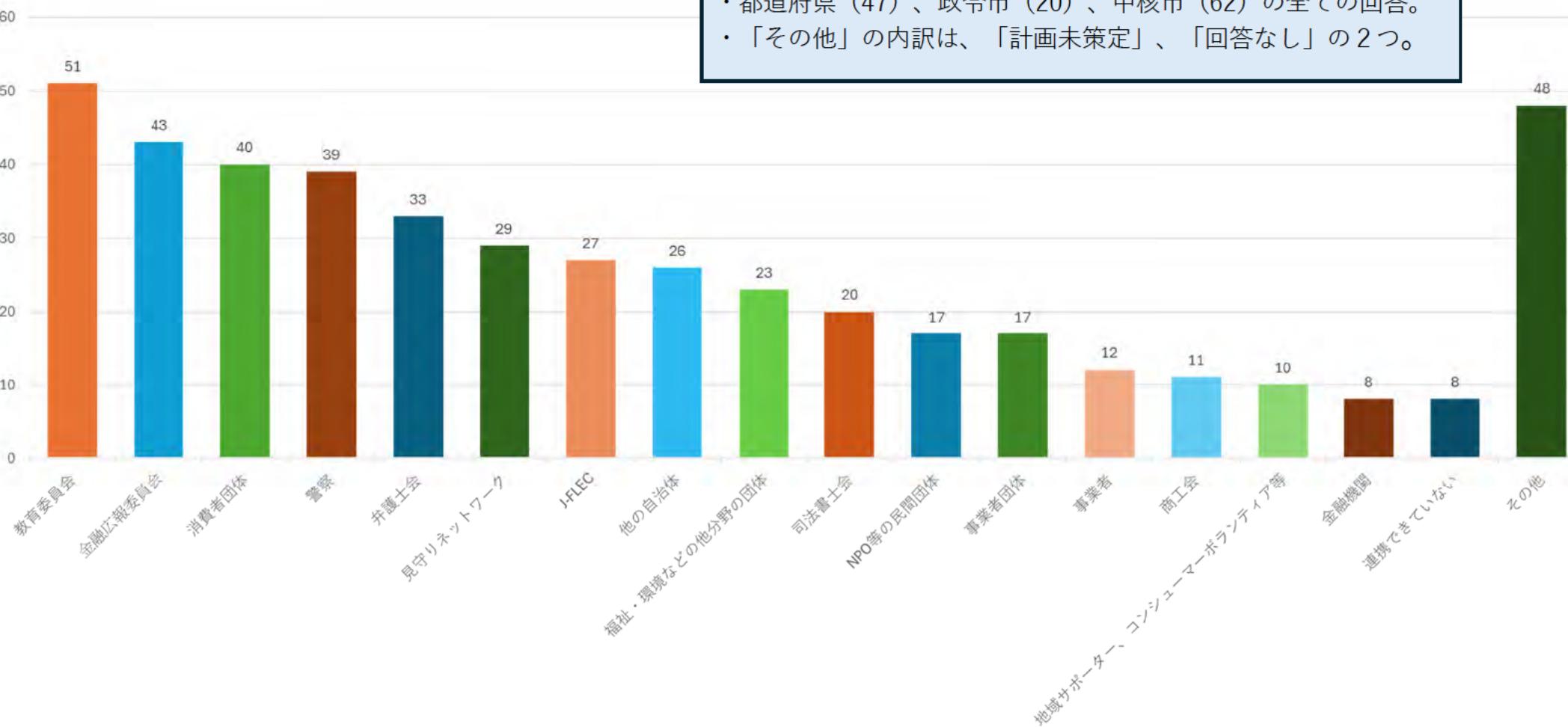


- ・都道府県（47）、政令市（20）、中核市（62）の全ての回答。
- ・「その他」の内訳は、「計画未策定」、「回答なし」、「生涯学習施設」の3つであり、ほとんどが「計画未策定」又は「回答なし」。

【設問】消費者教育推進計画を策定したことにより、事業を実施するに当たって、関係部局との連携はできていますか。

庁外連携で当てはまるものを全て選択してください。（複数回答）

（団体数）



【設問】消費者教育推進計画において、KPI^(※)を設定している場合、どのようなKPI・実現に向けた事業を設定・実施していますか。

(※) 「KPI」は、施策（事業）目標に対する進捗状況を定量的に評価するために設定する指標。

分類(政策目標)	KPI	目標達成に向けて実施している事業
学校における消費者教育の充実	実践的な消費者教育を実施する学校の数・割合	出前授業の実施、消費者教育関連教材に関する情報提供・貸出・配布、消費者教育コーディネーターによる学校訪問、講師派遣等
	消費者教育に関わる教職員の指導力向上	教員向け講座・研修会の開催
地域における消費者教育の機会の充実	消費者教育講座（出前講座）やセミナー等の市民参加型教育事業の開催回数・参加者数 ^{※半数以上の自治体がKPIに設定}	出前講座の実施や、セミナー・学習会等の開催
様々な場に対する消費生活に関する情報提供の充実	—	街頭キャンペーンの実施、最新の消費者トラブル等の情報提供・発信、大学等における被害情報の学内掲示等の実施、消費者ボランティア（大学生）による情報発信、事業所向けの啓発資料の配布、報道機関向け情報提供等
消費者教育の担い手の確保・養成	担い手（サポートー、市民講師等）登録者数、研修参加人数 啓発等を行ったサポートー等の人数	研修や広報等による関係機関との連携、人材発掘のための制度の周知、育成講座等の開催、出前講座への講師派遣等
消費者における知識・意識の向上や自立した行動の促進	○商品やサービスの購入・契約の際、表示や説明を十分に確認・理解した上で選択する消費者の割合 ○契約に関する正しい知識の定着 ○被害に遭った際に周囲に相談した者の割合 ○エシカル消費に関心を持ち行動を実践している市民の割合 ○消費生活センター・相談窓口、消費者ホットライン188の認知度	出前講座の実施、セミナー等の啓発イベントの開催、ウェブサイトやSNSなどによる情報発信、チラシの配布等の広報活動
関係機関・団体とのネットワーク構築	見守りネットワークとの連携体制の構築	見守りネットワーク構成団体関係者（福祉関係者、消費者団体、事業者等）への研修や情報提供、意見交換会の実施、市町へのヒアリングの実施
	市民参加型イベントに参加する消費者団体・事業者団体・大学等の団体数	市民参加型イベントの実施
	その他	関係機関への消費者教育に係る情報の周知、高校・大学教職員との意見交換会の実施
その他の	消費者教育を受けたり、自ら学んだりしたことがある人の割合	出前講座の実施やセミナー等の啓発イベントの開催
	消費者被害を経験した人の割合	出前講座の実施やセミナー等の啓発イベントの開催、消費生活相談対応、見守り体制の構築等
	行政による消費者トラブル対策・教育事業が充実していると感じている人の割合	出前講座の実施やセミナー等の啓発イベントの開催、情報紙の配布等
	情報提供ウェブサイトへのアクセス件数、学習センター利用回数	ウェブサイト、SNS等を通じた情報発信

【設問】消費者教育コーディネーターを設置しており、コーディネーターの活動内容として「教育関係機関（学校等）との連絡調整」を行っている場合、具体的にどのようなつながりや関係性、事業の実施を実現できましたか。（自由記載）

主な回答内容（抜粋・適宜修文）

教育委員会や教育部局、学校教職員等で構成される連絡会を運営し、消費者教育授業の実践と普及活動を実現している

教育委員会を通じ各学校へ講座の開催等を依頼するとともに、消費者教育コーディネーターが各学校を訪問。各学校での出前講座等の実施につなげている

講座を行った学校からは、継続的な講座の依頼を受け、毎年度実施につなげている

教員が集まる校長会・教頭会や研修会、主幹教諭・教務主任会、生徒指導担当が集まる協議会などにおける定期的な周知の実施を行っている

教育委員会との連携により新規採用を含む教職員に向けた講座の実施、教員向け情報冊子の作成等につなげている

PTA組織への働き掛けにより出前講座の新規開拓や継続的な実施につなげている

【設問】消費者教育コーディネーターを設置しており、コーディネーターの活動内容として「**教育以外**の関係機関（福祉等）との連絡調整」を行っている場合、具体的にどのような連携先の獲得や事業の実施を実現できましたか。（自由記載）

主な回答内容（抜粋・適宜修文）

地域包括支援センターの地区連絡会、民生委員地区長会議、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、成年後見支援センター、老人クラブ連合会、公民館等との連携による周知、チラシの配架等により、高齢者やその見守りを担う人などへの出前講座の実施につなげている

上記の関係機関との連携に当たっては、庁内福祉部局や生涯学習推進課との連携を図っている

地域包括支援センターとの情報交換会を定期的に実施している

障害福祉サービス事業所等に対し、啓発資料を周知し、出前講座を実施した

消費者団体の構成員を通じて講座を周知し、申込みにつながった

県警と連携し、悪質商法と特殊詐欺未然防止啓発ポスターを作成した

講座を実施した地域・福祉団体等とは継続的な講座の実施を行っている

環境関係の取組を行う団体や消費者志向経営を行う企業と連携している

【設問】消費者教育コーディネーターを設置しており、コーディネーターの活動内容として「研修会・講座の企画・周知」を行っている場合、具体的にどのような地域でのつながりや派遣先の開拓等事業の実施を実現できましたか。（自由記載）

主な回答内容（抜粋・適宜修文）

特段新規派遣先の開拓はできていない

講座を依頼した団体や講座参加者、講師等のつながり（口コミ・伝手）で、新規申込みや講座ニーズの発掘につながっている

地域の公民館を運営する協議会との連携をしている部局の協力により、研修会を実施した

出前講座のチラシを福祉関係の団体や就職相談会に配架・配布したことで、出前講座を新規に実現できた

各種会合や広報媒体などを活用して講座・企画の周知を行っている

【設問】消費者教育コーディネーターを複数名設置する必要があると思いますか。

	全体	都道府県	政令市	中核市
全数	129	47	20	62
必要あり	37(28.7%)	26(55.3%)	7(35.0%)	4 (6.5%)
必要なし	35(27.1%)	20(42.6%)	11(55.0%)	4 (6.5%)
既に複数名設置	4 (3.1%)	1 (2.1%)	2(10.0%)	1 (1.6%)
無回答	53(41.1%)	0 (0%)	0 (0%)	53(85.4%)

複数名設置が「必要あり」の理由

行政職員との兼務のみだと、異動により築いたネットワークや、関係性が希薄になることがあるため

KPI等の目標達成には行政職員では不足するため

行政職員との兼務のみだと、学校現場での事情を知ることができない
学校と消費生活支援センターを結ぶことができるコーディネーターが必要だと考える

複数名設置が「必要なし」の理由

現状の体制で十分機能しているため

業務量として1名で十分だと考えるため

そもそも活用が難しい（設置による効果が不明）

予算が確保できない

人事的にも財政的にも複数名設置が困難